

●香川県告示第374号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成26年10月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日
略				略			
県営住宅の家賃の徴収事務	略			県営住宅の家賃の徴収事務	略		
香川県庁地下駐車場使用料の収納事務	略			香川県庁地下駐車場使用料の収納事務	略		
略				略			
香川県立丸亀高等学校武道館の使用料（かがわ電子自治体システム施設利用申込サービス利用者の口座引落に係る使用料に限る。）の収納事務	略			香川県立丸亀高等学校武道館の使用料（かがわ電子自治体システム施設利用申込サービス利用者の口座引落に係る使用料に限る。）の収納事務	略		
大的場ビジターバースの使用料の収納事務	略			大的場ビジターバースの使用料の収納事務	略		
略				略			
				香川県立体育館又は香川県立武道館において香川県教育委員会が行うスポーツ教室の使用料の徴収事務	四電工・シンコースポーツグループ	高松市松島町1丁目11番22号	平成18年4月1日
				香川県立丸亀競技場において香川県教育委員会が行うスポーツ教室の使用料の徴収事務	四電工グループ	高松市松島町1丁目11番22号	平成19年4月1日